

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中小企業者と漁業者とが連携した事業活動の促進による経営の向上及び改善並びに漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化等の重要性にかんがみ、漁業者と連携して合理的な漁業生産方式の導入等を行う中小企業者等を沿岸漁業改善資金の貸付対象に追加するとともに、バイオ燃料製造業者と共同してバイオ燃料の製造を行う漁業者に対する貸付条件の特例を定める。

2 規則の概要

- (1) 沿岸漁業貸付資金の貸付対象となる沿岸漁業従事者等に中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農商工等連携促進法」という。）に規定する認定中小企業者を加える。
- (2) 農商工等連携促進法又は農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の規定による償還期間及び据置期間の特例を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。